

箕輪小学校

PTC規約

Parent - Teacher Club



- 箕輪小学校PTC設立時メッセージ

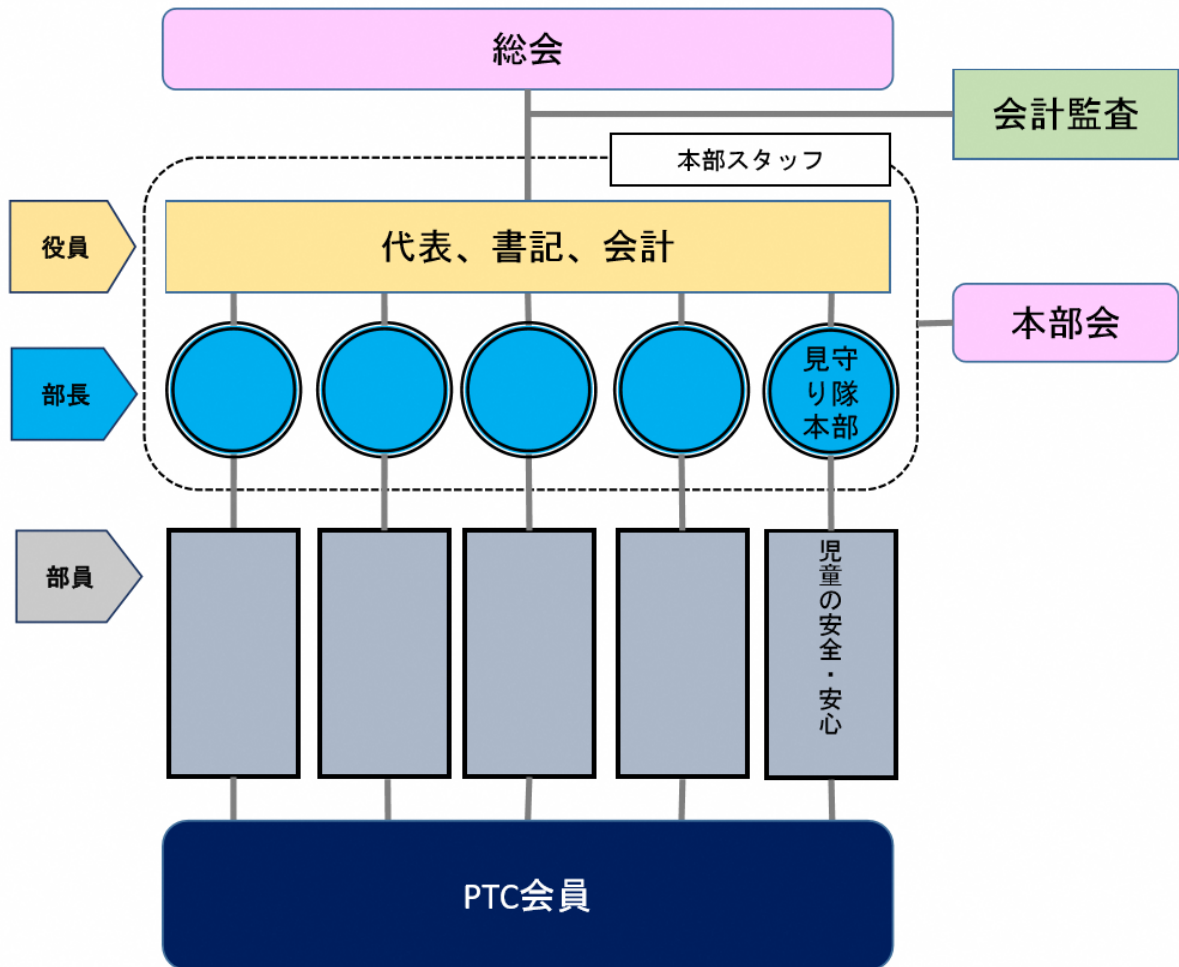
スローガン

- ・保護者が参加したくなる児童のための「体制」や「活動」の実現
～新設校だからできる！令和時代の新しいスタイルを～

方向性

- ・他校の活動や今までの活動や組織にとらわれない
- ・加入は任意である
- ・よりよい学校運営と児童のための必要最低限の活動を目指す
- ・地域、保護者、児童等の実態にあった組織と活動を作っていく

● 箕輪小学校PTC組織図イメージ



第1章 名称および所在地

第1条 本会は横浜市立箕輪小学校PTC（Parent-Teacher Club）と称し、事務局を横浜市立箕輪小学校（以下「箕輪小学校」という）におく。

第2章 目的

第2条 本会は、箕輪小学校、家庭、地域と協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実につとめることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。

1. 箕輪小学校の教育方針を理解し、学校教育に協力する。
2. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。
3. 宗教的、政治的活動を目的とする団体、個人又は事業と関係をもたない。
4. 営利を目的とする行為は行わない。
5. 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
6. 箕輪小学校の人事、その他管理に干渉しない。

第4章 活動

第4条 本会は、第2条および第3条のもと、箕輪小学校と協力し次の活動を行う。

1. 学校教育に対する理解と協力。
2. 児童の福利・厚生・安全環境の整備および向上。
3. 家庭、地域、学校の緊密な連携による教育活動の促進。
4. 会員相互の親睦と教養の向上。
5. その他、目的を達成するために必要な活動。

第5条 本会の活動は、原則として総会や本部会で協議決定された事項に基づき、部活動を立ち上げ、会員から部員を募って実施する。

すべての部活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。

第5章 会員

第6条 本会の会員は、箕輪小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者（以下「保護者」という）、および本校に勤務する常勤の教職員（以下「教職員」という）とする。

1. 本会に入会する者は、入会届を提出する。
2. 本会を退会する者は、退会届を提出する。
ただし、上記会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。
3. 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第6章 本部役員 活動部長

第6条 本会に役員と活動部長をおく。

役員および活動部長（以下、「本部スタッフ」という）は、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるよう努める。

必要に応じて本部会を開催し、本会の運営方針、議案、企画および予算案等の会務について話し合う。

第7条 本部スタッフは、次のとおりとする。

| | | |
|-----|----|-------------|
| 役員 | 代表 | 4名（保護者） |
| | 書記 | 2名（保護者）+教職員 |
| | 会計 | 2名（保護者）+教職員 |
| 活動部 | 部長 | 複数名（保護者） |

1. 本部スタッフの人数は諸事情に応じて、増減することができる。
2. 本部スタッフは、会計監査員を兼務することはできない。

第8条 本部スタッフの任務は次のとおりとする。

1. 代表は、本会を代表し会務を統括するとともに、各種会合を招集する。
代表間で緊密な連携をとり、本会の円滑な活動を推進する。
2. 書記は、総会に提出する議案や報告書の作成、および諸会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管する。
3. 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、本部会で収支を報告するとともに、総会において会計監査を経た前年度決算報告および今年度予算案を提示する。
4. 活動部長は、部活動の相談・支援を行う。
5. 本部スタッフは、すべての会合に出席して意見を述べることができる。

第9条 本部スタッフの任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。

本部スタッフは、4月1日より就任する。

第10条 欠員が生じた場合は、総会の承認を得て補充することができる。ただし、その任期は残任期間とする。

第11条 本部スタッフ及び会計監査員は、当該年度中に翌年度候補者を募り、総会において決定する。

第7章 会 議

第1節 総会

第12条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第13条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

第14条 定期総会 は前期（1学期）と後期（3学期）に開催する。

臨時総会は、本部会が必要と認められた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合は、代表が臨時総会を開催する。

第15条 総会の成立定足数は、会員数の5分の1以上とする（委任状により出席とすることができる）。

議決は出席者の過半数で決定する。

議決権は、保護者1世帯および教職員1名につき1票とする。

なお、委任状による出席の場合、その受任者は会員でなければならない。

第16条 定期総会は、次の事項を決定する。

1. 前年度活動報告および今年度活動計画の承認。
2. 前年度決算および今年度予算案の承認。
3. 本部スタッフの承認。
4. 規約の改正。
5. その他必要と認める事項の審議・承認。

第17条 総会の議長は、代表、または代表が会員から推薦するものとする。

第18条 第16条5項「必要と認める事項の審議・承認」の議案がない場合は、書面開催とすることができる。

第2節 本部会

第19条 本部会は、本部スタッフ、校長、副校長、および特別部会がある場合はその部長をもって構成される。

本部スタッフは、同一家庭内の保護者の代理出席を可とする。

ただし、議決権は同一家庭内の保護者で一票とする。

第20条 本部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。また、会計監査員、会員（保護者、教職員）は本部会に出席し、報告や意見を述べることができる。

第21条 本部会は、定期的に開くとともに、必要に応じて臨時に開くことができる。

第22条 本部会の任務は、次のとおりとする。

1. 総会で議決された事項を執行する。
2. 本会の日常業務を執行し、処理する。
3. 活動計画の実施にあたり、部活動や会員より提案された事項について決定する。
4. 総会に提出する議案・予算案・決算案を審議する。
5. 次に該当する高額物品購入時の審議を行う。
 - ① 単価が5,000円（税抜）を超える場合
 - ② 総額が30,000円（税抜）を超える場合

第3節 特別部会

第23条 特別な事項について必要がある場合は、特別部会を設けることができる。また、その任務を終了した時に解散する。

第8章 会 計

第24条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって支弁する。

第25条 本会の会費は、年1,800円とし、児童数で納めるものとする。

また教職員も1人あたり年1,800円とする。

1. 年度内に転入・転出する児童・教職員に関しては減免を認めることとする。
2. 特別な事情がある場合は、本部会の承認を得て会費の一部、または全額の免除をする。

第26条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不足が生じた場合、本部会にはかり処理することができる。

第27条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第9章 会計監査員

第29条 本会に会計監査員を2名おく。

第30条 会計監査員は、本会の収支について監査を行い、総会で監査報告をする。

第31条 会計監査員は、必要に応じ臨時に会計を監査することができる。

第32条 会計監査員の任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。
会計監査員は、4月1日より就任する。

第10章 個人情報保護

第33条 「箕輪小学校PTC個人情報保護方針」に沿って活動を行う。

第11章 細則

第34条 本会の運営に必要な細則は、本規約に反しない限り本部会の議決を経て決定する。

付則

第1条 本規約は、総会の決議によらなければ改廃することができない。

第2条 本規約の規定および細則は、総会の決議により制定ならびに改廃できる。

第3条 文書の保存は3年、会計資料の保存は5年とする。
ただし、重要な文書についてはその限りではない。

第4条 本規約は、令和2年10月12日より実施する。

改正履歴

| No. | 年月日 | 内容 |
|-----|-----|----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |

横浜市立箕輪小学校PTC規定細則

■ 部活動に関する規定

第1条 部活動は、企画・運営 の意思がある会員の協力で起案・実施することができる。
本会の方向性の従い、継続を前提としない活動または行事とし、本会規約の「方針」と「活動」を遵守するものとする。

第2条 企画・立案にあたっては、活動・予算計画書を本部会に提出し、学校と実施の是非について相談する。

第3条 会計は、本部会にて協議し、収支を報告する。

第4条 活動の結果生じた収支差額については、原則として本会に寄付する。
なお、収支差額とは、活動から生じた収入から支出を控除した残額をいう。

付則 本規定細則は、令和2年10月12日より実施する。

横浜市立箕輪小学校PTC規定細則

■ 慶弔見舞金規定

第1条 本規定は、慶弔の扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 (慶事)

慶事の場合は、次にあげるとおり取り扱うものとする。

1. 会員が本会を代表して、他校の記念行事等に参加する場合は、祝い金を贈る。
 - ・ 記念行事 3,000円

第3条 (弔事)

弔事の場合は、次にあげるとおり取り扱うものとする。

1. 児童死亡の場合 香典10,000円または花輪（または生花）
2. 会員死亡の場合 香典10,000円または花輪（または生花）
3. 上記に該当するとき、その周知については、ご家族および当該者のご意向を第一に考慮し、その申告に従うものとする。

第4条 (餞別)

餞別の場合は、次にあげるとおり取り扱うものとする。

1. 教職員の転退職については、3,000円相当の生花を贈り感謝の意を表す。

第5条 (経費)

慶弔金は、PTC会費より支出する。

第6条 (その他)

本規定以外のもので対応が講ずべきものについては、役員の協議により決定する。

付則 本規定細則は、令和2年10月12日より実施する。

箕輪小学校PTC個人情報保護方針

基本方針

個人情報保護の重要性に鑑みて、箕輪小学校PTC運営に従事する全ての者がその責任を認識し、個人情報を適正に取り扱い、安全管理につとめる。

1. 個人情報の取得

PTC活動の運営上必要な範囲内および、公正な方法により個人情報を取得する。

2. 個人情報の利用目的

取得した個人情報を、PTC会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはしない。本会が取得した個人情報は、以下の目的に利用する。

- ・ 行事などに関する案内
- ・ 資料および書類の送付
- ・ 寄せられた質問に対する回答

3. 個人情報の安全管理措置

取り扱う個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程や実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために、必要かつ適切な措置を講じる。万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をとる。

4. 個人情報の第三者への提供

以下の場合を除き、PTC会員本人の同意なく第三者に個人データを提供しない。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体、または財産の保護のために必要であり、PTC会員本人の同意を取ることが困難な場合
- ・ 円滑なPTC活動の推進上、PTC代表と学校長で合意がある場合

5. 本会に対するお問い合わせ

個人情報の取扱いや、PTC会員の個人情報に関する照会・相談先は、PTC本部とする。なお、PTC会員の個人情報に関するご照会に際しては、ご本人であることを確認の上で可能な限り速やかに対応するものとする。

付則 本方針は、令和2年10月12日より実施する。